

平成18年 9 月 7 日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第 4 0 号） *

*

* * * * *

インデックス

【 1 】いよいよ、品目横断的経営安定対策の加入申請が始まりました！

【 2 】特定農業団体等に対して農作業の一部を委託した場合の「相続税（贈与税）納税猶予」の取扱いについて

【 3 】地域の話題等

一挙に13の特定農業団体が誕生！

～南郷地域では9つの特定農業団体が地域の7割（約1,700ha）をカバー～
（宮城県美里町、東北農政局発）

J A 主導による法人を設立！

（J A 岡山、中国四国農政局発）

【 1 】いよいよ、品目横断的経営安定対策の加入申請が始まりました！

9 月 1 日から品目横断的経営安定対策の加入申請受付が全国の地方農政局、農政事務所等で始まりました。

加入申請初日の申請数は、全国で56件、うち認定農業者が42件、集落営農組織14件となりました。加入申請が多かった県は、岩手県と茨城県が7件、群馬県が6件であり、今後、認定農業者の増加や集落営農組織の設立などが進むことにより、他の都道府県においても加入申請件数は増えていくものと考えています。

今回の加入申請は、秋まき麦生産者であって「収入減少影響緩和対策」の交付金を受けようとする皆さんが対象です（その他の生産者については、来年の4月1日から6月30日までの間に加入申請をしていただきます）。

今回の加入申請の期限は、11月30日までですので、お忘れにならないよう手続きをしてください。

また、現在、本対策の対象者としての要件を満たしていない方は、加入申請の期限までに要件を満たすとともに、加入申請の手続きも済ませることが必要になります。

なお、申請の際には、窓口で申請書の内容を確認させていただきますので、事前に申請内容に間違いがないか（特に、別紙様式第14号の収入減少影響緩和交付金積立金申出書に記入する年度は「20年度」で、申告するのは「19年産」の生産予定面積となることに注意してください）ご確認していただくとともに、申請書に訂正箇所があった場合に備え、印鑑をご持参くださいますようお願いいたします。

申請書の作成や加入申請手続に当たってご不明な点がございましたら、全国の各地方農政局、地方農政事務所等で相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

本対策の加入申請に必要な「申請書類」、「加入申請の手引き」については加入申請受付窓口等のほか、農林水産省のホームページからも入手が可能です。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/youshiki.html>

【2】特定農業団体等に対して農作業の一部を委託した場合の「相続税（贈与税）納税猶予」の取扱いについて

品目横断的経営安定対策が導入されることを受け、各地で特定農業団体などの集落営農組織の設立に向けた取組が進められていますが、農地等の相続税の納税猶予が適用されている農業者が、特定農業団体などの集落営農組織に農作業を委託した場合、納税猶予の取扱いが問題となることがあります。

これについて、「相続税の納税猶予を受けている農業者が、特定農業団体などの集落営農組織に対して農作業の一部を委託した場合であっても、その者が引き続き農業経営を継続しているのであれば、納税猶予は継続される」（贈与税の納税猶予についても同様）という旨の見解が、国税庁のホームページにおいて質疑応答形式で掲載されていますのでご紹介します。

→ <http://www.nta.go.jp/category/tutatu/shitsugi/souzoku/18/12.htm>

このことは、既に、農林水産省ホームページで公表している「品目横断的経営安定対策のポイント（雪だるまパンフ）」の41ページにおいてもお示ししていますので、この機会にもう一度ご覧頂ければと思います。

→ http://www.maff.go.jp/ninaite/keiei_antei_point.pdf

〔相続税納税猶予制度とは？〕

農地の切り売りによる農業経営の縮小や農地の細分化を防止するための制度。

具体的には、相続人が相続した農地について農業を継続することを条件に、農地の相続税評価額のうち農業投資価格を上回る部分に係る相続税の納税を猶予し、原則として20年間農業を継続したときなどに納税が免除されます。

納税猶予制度の適用を受けている「特例農地」について譲渡や転用をしたり、農業経営を辞めると納税猶予は打ち切れ、猶予税額に利子税を加えた額を納税することとなります。

[贈与税納税猶予制度とは？]

農地の細分化防止と農業後継者の育成を図るための制度。

具体的には、農地を一括して後継者に贈与した場合、贈与税の全額の納税が猶予され、贈与者が死亡した時点などで免除されるものです。

納税猶予の打ち切りの要件等については、相続税納税猶予と同様の扱いです。

・ 問い合わせ先：農林水産省経営局経営政策課（TEL：03-3502-8111）

前回のメルマガ上において、今号で「品目横断的経営安定対策の導入に伴う税制改正要望」についてご紹介するとしていましたが、準備中のためもうしばらくお待ち下さい。

【 3 】 地域の話等

一挙に13の特定農業団体が誕生！

～ 南郷地域では9つの特定農業団体が地域の7割（約1,700ha）をカバー～

（宮城県美里町、東北農政局発）

宮城県美里（みさと）町は、平成18年1月1日、宮城県北東部に位置する小牛田（こごた）町と南郷町が新設合併して生まれた町です。奥羽山系を源とする鳴瀬川や江合川の水利に恵まれ、町の面積（約75k㎡）の約70%を豊かな水田や畑が占め、宮城県の食糧供給基地として、米や野菜、果樹などの生産が大変盛んな町です。

同町では、6月17日の和多田沼営農生産組合の設立を皮切りに、7月9日までの1ヶ月余りで一挙に13の特定農業団体が誕生しました。8月7日には、特定農用地利用規程の認定交付式が行われ、式典では、関係者約120名臨席のもと、それぞれの代表者に特定農用地利用規程の認定書が交付され、代表者が今後の取組について力強く決意表明するとともに、JA等関係機関代表者から今後の取組への期待と励ましの挨拶がありました。

この成果は、それぞれの地区ごとに、行政、JA、土地改良区の職員が貼り付き、農業関係機関が一体となり、連日に及ぶ説明会の開催の結果、農業者の合意形成が得られ設立されたものです。

このうち、特に、麦の生産が盛んな南郷地域（旧南郷町）では、和多田沼、福ヶ袋、練牛、赤谷、大柳、木間塚、上二郷、中二郷、下二郷の9つの全集落において、昭和62年から組織されている農用地利用改善団体を母体として、それぞれ特定農業団体が誕生し、地域内の農用地の約7割に当たる約1,700haを利用集積することとしています。

本地域では、農業者の高齢化が進行する中、これらの経営体が効率的・安定的な経営体として、地域農業の中核を担うことが期待されています。

・問い合わせ先：美里町南郷総合支所産業振興課（TEL：0229-58-2374）

ＪＡ主導による法人を設立！

（ＪＡ岡山、中国四国農政局発）

ＪＡ岡山は、岡山市を含む3市2町（岡山市・玉野市・瀬戸内市・建部町・吉備中央町）を管内とする広域農協であり、南部は、米・麦を基幹作物とし、中北部は、桃・ブドウをはじめとする果物、野菜類など多種多様で高品質な農産物が生産されています。

岡山県内で最大の麦の産地を抱える当ＪＡでは、個人経営では品目横断的経営安定対策の要件に満たない農家も安定した所得を得ることができるよう、ＪＡ主導により2つの農業生産法人を設立しましたので、その概要をご紹介します。

「農事組合法人 グリーンファーム岡山」

岡山市、玉野市、瀬戸内市、建部町、吉備中央町の小麦・裸麦生産農家が7月11日にＪＡ支援型の農業生産法人「農事組合法人グリーンファーム岡山」を設立しました。

参加予定者は274人で、経営面積は約280ha。これは、管内の平成19年産小麦・裸麦の播種前契約総面積の約8割強に相当します。ＪＡ岡山は、組合員として参加し、農業技術、経理、決算税務、その他の事務について助言・指導を行うこととしています。

今後、品目横断的経営安定対策の対象となるべく、農業生産法人として認定農業者の認定を受けることとし、水田農業構造改革交付金も引き続き受けられる取組を目指していくこととしています。

さらに、農作業受託、大型共同乾燥調製施設の管理・運営、新規就農者の受け入れ等にも積極的に取り組んでいくこととしています。

「株式会社 ＪＡアグリ岡山」

県下最大の産地を誇る二条大麦及び大豆農家の農業生産の協業を図ることによ

り、継続的・安定的な二条大麦・大豆等の栽培を行うことを目的に、7月12日に「JA出資型の農業生産法人「株式会社 JAアグリ岡山」」を設立しました。

参加予定者は652人、経営面積は約1,000haで、管内の二条大麦、大豆栽培面積の約9割をカバーしています。JA岡山は、出資者及び構成員として参加しています。

今後、品目横断的経営安定対策の対象となるべく、農業生産法人として認定農業者の認定を受けることとし、経営面積や農作業受託面積の更なる拡大も目指していくこととしています。

・問い合わせ先：JA岡山 営農部（TEL：086-225-3224）

< 編集後記 >

秋の味覚、秋刀魚（サンマ）のおいしい季節になりました。秋刀魚は、秋が深まるにつれて北から南へやってくる、まさに秋を告げる魚です。

8月下旬には北海道の東、釧路沖に到来。その後、9月には三陸沖、10月には関東の東、銚子沖までやってくるそうです。

北方で獲れるものほど脂（あぶら）がのっけていて、南へ来るほど段々と脂が落ちてさっぱり味になります。脂ののっている秋刀魚は塩焼きで、さっぱり味の秋刀魚は蒲焼きなどで食べるとおいしいですね。

ちなみに、ヒレが黄色いものは脂がのっけていて、口先が黄色いものは新鮮な証拠だそうですので、これを目印に市場などで探してみたいはいかがでしょうか。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日：随時発行（週1回程度）
発行元：農林水産省 経営局 経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス：keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>